

緑化協議の手引き

緑化は、人々の生活にうるおいや安らぎを与え、快適な都市環境を形成する上で非常に大きな要素の一つとなります。

なかでも工場や事業場の緑化には、大気の浄化や騒音・振動の軽減などの効果により、事業所とその周辺環境との調和を図る重要な役割があります。また、ヒートアイランド現象の緩和や雨水浸透の促進など地域環境を維持、改善するとともに、従業員の勤労意欲の増進や、企業イメージの向上にも寄与するものです。

市川市では「市川市環境保全条例」において「工場等の緑化に関する措置」の規定を設け、工場・事業場の緑化を推進しており、敷地面積が500㎡以上の工場・事業場について、建物の新築・増築・改築等しようとする場合には、敷地内の緑化計画について、市に届出を行う必要があります。

事業者の方々には、条例の趣旨や緑化の意義、必要性を十分にご理解いただき、積極的に緑化に努められますようお願いいたします。

1 届出が必要となる事業者（特定工場等）

一団の土地の敷地面積が500㎡以上の工場・事業場を新設又は変更（増築又は改築等）しようとする場合であって、かつ当該工場・事業場に建築物を設置する事業者

ただし、次に掲げる建築物のみを設置する場合は除きます。

工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場等
仮設興行場、仮設店舗等
物置、簡易トイレ等
高架や地下の工作物内に設ける事務所、店舗、倉庫等
共同住宅及び店舗併用共同住宅

敷地面積について

敷地が道路等により分断されていても、生産工程上、環境保全上、若しくは管理運営上密接な関連がある場合は一団の土地とみなします。

2 緑化基準（緑地率）

敷地内に、次に掲げる緑化基準に応じた緑地を設置することが必要となります。
なお、緑地は樹木により緑化され区画された土地とします。

緑化基準（緑地率）

業種区分	用途地域	緑地率
工場	工業専用地域	10%以上
	工業地域、準工業地域	15%以上
	その他の地域 住居専用地域、住居地域、近隣商業 地域、商業地域、市街化調整区域	20%以上
事業場	一律 (用途地域による区分は ありません。)	10%以上

3 緑化の方法

樹木の植栽は、10m²あたり高木1本以上及び高木以外の樹木10本以上を植栽することを原則とします。（植栽密度）

また、樹木による緑化が困難な場合は、次に示す場合に限り必要緑地面積の1/4まで緑化施設（芝等により緑化され区画された土地、屋上緑化、ベランダ緑化、壁面緑化等）の面積を算入することができます。

既設の建物等を利用して工場等を新設する場合

消防法など他の法令により緑化に係る制限が適用されている場合

特定工場等が近隣商業地域及び商業地域に立地する場合

4 緑地面積の算定等

(1) 緑地面積

原則として、緑地面積は縁石等で区画された緑地の面積とします。

区画された緑地

縁石等で区画された土地を緑地面積とします。

生け垣

生け垣の長さに1メートルを乗じた面積を緑地面積とします。

5 緑化計画上の留意点

- (1) 緑地は敷地の外周部分を中心として設置して下さい。
- (2) 将来、複層混交林となるようバランスよく、かつ当該敷地の全体について平均的に植栽して下さい。
- (3) 将来にわたり樹木等が良好に生育できるよう、日照及び良好な土壌環境の確保等に配慮して植栽を行って下さい。
- (4) 近隣への日照障害、枝葉の越境等、周辺に悪影響を及ぼさないよう植栽を行って下さい。
- (5) 市川市なし赤星病防止条例により、びゃくしん類の植栽規制地域ではびゃくしん類の植栽等が禁止されているため、樹種の選定の際には十分に注意して下さい。(農政課 047-711-1141)

6 届出の時期及び方法

- (1) 届出の時期 特定工場等の設置又は変更に係る工事に着手しようとする日の30日前まで
- (2) 届出書類 工場等緑化(変更)届出書、添付資料(付近見取図、緑化計画図、植栽図、緑地面積算定表(求積図))
- (3) 提出部数 各2部(正・副)

7 緑化の完了報告

緑化計画の完了は、原則として設置又は変更する建築物等の供用開始までとします。また、緑化計画が完了したときは、すみやかに工場等緑化完了届出書2部(正・副)を提出して下さい。

問合わせ先(書類の提出先)

詳細については下記までご連絡下さい。

〒272-0033

市川市市川南2-9-12

市川南仮設庁舎 市川市 環境部 生活環境保全課

TEL 047-712-6312

FAX 047-712-6316